

さいたま市社会福祉審議会児童福祉専門分科会
令和6年度第1回認定こども園設置認可等審査部会 議事録

日時：令和7年3月18日（火） 16時00分～16時12分

場所：さいたま共済会館 5階 会議室501

【 次 第 】

- | |
|-------------------------|
| 1 開会 |
| 2 議題
認可予定の認定こども園について |
| 3 閉会 |

【 資 料 】

- | |
|--------------------------------------|
| ・次第 |
| ・席次 |
| ・認定こども園設置認可等審査部会委員名簿 |
| ・資料1 さいたま市認定こども園設置認可等審査部会の位置づけについて |
| ・資料2 認可予定の認定こども園について |
| ・参考資料 さいたま市内の認定こども園 |

【出席者・欠席者（敬称略）】

＜委員＞

出席委員…木村和孝、清水浩、鈴木麻衣子、山中冴子、若松隆

欠席委員…大野夏美、後藤康之

＜事務局＞

子ども未来局子育て未来部のびのび安心子育て課

長嶺参事（兼）課長、柄澤課長補佐、小川計画係長 ほか

【 開 会 】

（１）部会長の互選

若松委員より山中委員の推薦があり、ほかに推薦及び立候補なしであったことから、山中委員が部会長に就任

（２）職務代理者の指名

山中部会長より若松委員を指名

（３）委員の出席状況

委員定数7名に対し半数以上（5名）の出席があり、「さいたま市社会福祉審議会 条例」の規定により、認定こども園設置認可等審査部会成立の報告

（４）傍聴希望者なし

【 議 題 】

(山中部会長)

それでは、議題を進めてまいりたいと思います。議題の「認可予定の認定こども園について」、事務局から説明をお願いいたします。

(のびのび安心子育て課長)

それでは、改めましてよろしくをお願いいたします。のびのび安心子育て課の長嶺からご説明させていただきます。

今回の議題の「認可予定の認定こども園」について、ご説明ですが、まず、資料1「さいたま市認定こども園設置認可等審査部会の位置づけについて」をご覧ください。

本審査部会の目的ですけれども、資料1に記載がありますとおり、いわゆる認定こども園法において、幼保連携型認定こども園を新たに認可するときは、審議会その他合議制の機関からの意見聴取が必要とされているところです。本日、委員の皆様方にお集まりいただきまして、意見等をいただくものでございます。開催根拠となる法令については、2ページ目に掲載させていただいておりますので後ほどご確認いただければと思います。

続きまして、資料2「認可予定の認定こども園について」をご覧ください。ここからは、令和7年度に開設予定の施設について、ご説明をいたします。資料の1ページ目、「認定こども園さしおうぎ幼稚園」についてですが、こちらは現在西区宝来において幼稚園を運営している学校法人湯沢学園が、既存園舎の建て替えを行い、令和7年4月から、新たに幼保連携型認定こども園として運営を行っていくものです。在園児については既に新園舎に移っておりまして、現在は既存園舎の解体工事等を行っているところです。2ページ目には施設概要を掲載しております。利用定員ですけれども、教育標準時間の1号認定が189人、保育時間の2号・3号認定が72人、合わせて261人で、10学級の編成を予定しております。

続いて、資料の下の方になります、食事の提供になります。1号認定、2・3号認定ともに、自園調理を予定しております。

また、子育て支援事業について、認定こども園は子育て支援事業を行うことが必須となっておりますが、地域の家庭からの相談に対する助言等を随時実施する計画となっております。

資料の3ページ目につきましては、これまでの審査状況についてまとめさせていただいております。審査のなかで特段の問題は発生していないという状況になります。

最後に、参考資料ですが、「さいたま市内の認定こども園」についてをご覧ください。本市の認定こども園について、現在幼保連携型認定こども園が10園、幼稚園型認定こども園が7園、地方裁量型認定こども園が1園、合わせて18園ございます。今回審査いただく1園と、幼稚園型認定こども園2園を合わせまして、令和7年度には21園となる予定でございます。

議題の説明につきましては、以上となります。よろしくお願いいたします。

(山中部会長)

ありがとうございました。ただいま、説明がありましたけれども、今回、事前の資料送付の際に、皆様からの事前のご質問は特になかったようですが、この議題に対して、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

(清水委員)

位置づけについての資料なのですが、資料の表になっている一番下の行、幼稚園の施設型給付の認可の権限が埼玉県になっているのですが、さいたま市ではないのですか。それとも県ですか。

(のびのび安心子育て課長)

幼稚園の施設型給付を受ける場合になりますけれども、認可に関しましては県のほうで学校教育法にもとづく認可になってまして、施設型給付は、子ども・子育て支援法の給付を受けるにあたっての確認ということで、施設型給付の利用定員を定めるものになります。こちらは、審議会での議題となるものになります。

(清水委員)

わかりました。ありがとうございました。

(山中部会長)

ありがとうございます。ほかは大丈夫でしょうか。

では、議題について、本日は以上となりますので、認可に向けて必要な対応を進めていただければと思っております。

それでは、本日の議題は以上ということになりますので、進行を事務局にお戻しいたします。

【 閉 会 】

(事務局)

山中部会長、ありがとうございました。委員の皆様におかれまして、本日はご多用のところ、ご審議をいただきまして誠にありがとうございました。

それでは、以上を持ちまして、本日の会議を終了させていただきます。本日は、どうもありがとうございました。